

公的年金からの特別徴収(天引き)

市県民税

28 年度の市・県民税を 29 年 2 月まで公的年金からの特別徴収(天引き)で納付していた人は、4・6・8 月も引き続き公的年金からの特別徴収で 29 年度分を納付いただきます(この期間を仮徴収といいます)。仮徴収の額は、28 年度の税額の 6 分の 1 です。29 年度の市・県民税の納税通知書は、6 月に送付します。なお、年税額と仮徴収した額との調整は、10 月以降の納付額で行います。**問い合わせ**＝税務課市民税係(559-5053 FAX 563-5697)

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料

28 年度の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を、2 月まで公的年金からの特別徴収(天引き)で納付していた人は、4・6・8 月も引き続き公的年金からの仮徴収で、29 年度分を納付いただきます。仮徴収の額は、2 月の特別徴収額と同額です(28 年度保険料決定通知書を確認ください)。

29 年度の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の決定通知書は 7 月に送付します。なお、年額と仮徴収した額との調整は、10 月以降の納付額で行います。また、仮徴収の額が変更となる人には別途案内します。

なお、4 月以降の特別徴収(仮徴収)が中止となる人には、別途「仮徴収中止通知書」を送付します。

問い合わせ＝国保医療課資格収納係(559-5050 FAX 559-2636)

介護保険料

28 年度の介護保険料を、2 月まで公的年金からの特別徴収(年金天引き)で納付していた人は、4・6・8 月も引き続き公的年金からの特別徴収(仮徴収)で、29 年度分を納付いただきます。仮徴収の額は、2 月の特別徴収額と同額です(28 年度の介護保険料決定通知書を確認ください)。29 年度の介護保険料決定通知書は 7 月中旬に送付します。なお、年額と仮徴収した額との調整は、10 月以降の納付額で行います。

また、引き続き特別徴収となる人で 4・6・8 月の金額を変更する人には「介護保険料仮徴収通知書(変更決定通知書)」を送付します。

4 月または 6 月から新たに特別徴収となる人(おおむね 28 年 4 月から 11 月の間に 65 歳になった人、転入した人、新たに年金を受給した人など)には、特別徴収の開始時期や保険料額(4・6・8 月分)をお知らせする「介護保険料特別徴収開始通知書」を 4 月上旬に送付します。

問い合わせ＝介護保険課資格管理係(559-5077 FAX 563-1447)

高齢者住宅バリアフリー化事業

市では、介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者が居住している住居には、自立した生活を送るために必要なバリアフリー化の工事費の一部を助成します。

なお、介護認定を受けている人は、介護保険制度による住宅改修制度が利用できます。

対象者＝介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者がいる世帯。ただし、所得制限および市税の滞納が無いことなどの要件があります。

助成額＝助成の対象となる経費の 3 分の 1(1,000 円未満の端数切り捨て)で、最大 33 万 3 千円。改造箇所ごとに限度額があり、助成の対象となる経費の上限額は合計 100 万円です。さらに、市内業者を利用した場合は、助成額の 10% を加算して助成(1,000 円未満の端数切り捨て)します。

申請＝4 月 3 日から受付を開始します。必ず工事契約、着工前に申請してください。なお、予算がなくなり次第、助成事業は終了します。

その他＝改造箇所などに条件があるほか、昭和 56 年 5 月以前に建築された戸建て住宅は、耐震診断を受けるなどの条件があります。詳しい内容については、問い合わせください。

問い合わせ＝介護保険課高齢者支援係(559-5070 FAX 563-1447)



固定資産税にかかる土地・家屋 価格等縦覧帳簿の縦覧

市内の固定資産(土地・家屋)の地番、面積、評価額などを縦覧できます。

期間＝4 月 3 日(月)～5 月 31 日(水)

場所＝税務課(本庁舎 2 階)

縦覧できる人＝29 年度の市内の土地・家屋の納税者本人と代理人

※運転免許証など本人確認書類(顔写真付きでないものは 2 つ以上)を持参。代理人は委任状が必要。

問い合わせ＝税務課資産税係・土地担当(559-5054 FAX 563-5697)、家屋担当(559-5055 FAX 563-5697)

◆固定資産評価審査委員会への審査申出

課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4 月 3 日から納税通知書の交付を受けた日後 3 カ月以内に、固定資産評価審査委員会に対し文書で審査の申し出ができます。

問い合わせ＝固定資産評価審査委員会事務局(559-5183 FAX 559-6610)

募集：市民病院職員(助産師・看護師)

募集人員＝20 人

要件＝昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、助産師または看護師の免許を有する人、または平成 30 年国家試験により同免許取得見込みの人

選考方法＝適性検査・個別面接

採用試験日程＝

	受付期間	試験日
第 1 回	4 月 25 日(火)まで	4 月 29 日(土)
第 2 回	5 月 1 日(月)～23 日(火)	5 月 27 日(土)

採用日＝平成 30 年 4 月 1 日

(免許を取得している人は平成 29 年度中の採用も可)

その他＝

①若手職員茶話会…4 月 29 日(土)13 時 30 分～15 時 30 分

②病院見学会…5 月 13 日(土)13 時 30 分～15 時 30 分

※教育体制や勤務条件についての説明あり。参加を希望する人は開催日の 3 日前までに下記へ申し込み

申し込み・問い合わせ＝受験申込書、受験票、成績証明書 1 部(卒業見込みの人のみ)、看護師免許証の写し(免許を取得している人)を郵送または持参で、〒669-1321 けやき台 3-1-1 市民病院総務課(565-8605 FAX 565-8011)



国民健康保険の加入・脱退届出を

国民健康保険は、職場の健康保険(社会保険など)に加入していない人を対象とした医療保険制度です。会社を退職し社会保険の資格がなくなった人や被扶養者でなくなった人は、国民健康保険の加入届が必要です。また、国民健康保険の加入者が就職などで職場の健康保険に加入したり、被扶養者になった場合は、国民健康保険の脱退届が必要です。手続きは自動的に行われませんので、14 日以内に届け出をしてください。

※加入の届け出が遅れても、本来の資格取得日までさかのぼって(最高 3 年)保険税の納付が必要です。ご注意ください。

◆手続きに必要なもの

加入手続き＝

世帯主および対象者のマイナンバー(個人番号カードまたは通知カード)、健康保険資格喪失証明書、印鑑、免許証など本人確認書類

脱退手続き＝

新しい保険証(健康保険資格取得証明書でも可)、国民健康保険証、印鑑 ※持参するマイナンバーが、個人番号カード(顔写真付きの IC カード)の場合は免許証などによる本人確認は不要です。また、通知カード、個人番号が記載された住民票の場合は、別途本人確認のため、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのいずれかの書類が必要です。

問い合わせ＝国保医療課資格収納係(559-5050 FAX 559-2636)

国民健康保険一部負担金の減免など

災害や失業などにより、一時的に医療費の支払いが困難になった場合、原則 3 カ月以内の期間について病院窓口で支払う医療費の一部負担金の減額・免除(減免)や 6 カ月を限度とした徴収猶予の申請ができます。

なお、東日本大震災で被災された人についても、一定の条件に該当する場合は医療費の一部負担金が免除されます。申請条件など詳しくは下記まで問い合わせください。

問い合わせ＝国保医療課給付係(559-5049 FAX 559-2636)

パソコン自習室の案内

①今日から始めるパソコン自習室

パソコンを始めたいけれど、自宅では落ち着いてできない、自由に使えるパソコンがない!そんなあなたのための自習スペースです。みんなで楽しみながらパソコンに挑戦しませんか?

日時＝4 月 4 日以降の毎週火曜 10 時～12 時

対象＝

これからパソコンを始めたい人、始めたばかりの人

定員＝当日先着 5 人

②再就職をめざす!あなたのパソコン自習室

就業、起業、在宅ワークなどでパソコンスキルを磨きたい人のための自学自習スペースです(講習会ではありません)。

日時＝4 月 7 日以降の毎週金曜 10 時～12 時

対象＝就業、起業、在宅ワークなどでパソコンスキルを磨きたい人

定員＝当日先着 5 人



①②共通＝参加無料

※スタッフルームで貸出パソコンを借りることができます

問い合わせ＝まちづくり協働センター人権・男女共同参画プラザ(559-5163 FAX 563-8001)